

平成27年3月31日
医政発0331第68号
健発0331第28号

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

医療機関外の場所で行う予防接種の実施について

本日、「「医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて」の改正について」（平成27年3月31日付け医発0331第11号厚生労働省医政局長通知）が通知され、医療機関外の場所で行う予防接種のうち、一定の要件を満たすものについては、新たに診療所開設の手續を要しないものとしたところである。

これに伴い、医療機関外の場所で行う予防接種に当たっての注意事項を下記のとおりとしたので、御了知の上、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等に対して周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

また、公益社団法人日本医師会に対し、本件に係る協力を依頼していることを申し添える。

記

1 医療機関外の場所で定期の予防接種を行う場合の注意事項

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種については、従前どおり、「予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に基づく予防接種の実施について」（平成25年3月30日付け健発0330第2号健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」（以下「定期接種実施要領」という。）による実施場所、注意事項その他の取扱いに従い実施すること。

2 医療機関外の場所で任意の予防接種を行う場合の注意事項

予防接種法第5条第1項の規定によらない予防接種については、「定期接種実施要領」による実施場所、注意事項その他の取扱いに準じて実施するよう努めること。